



流山市監査委員告示第4号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長及び流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和元年5月23日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功



第 4 号様式

流 教 生 第 4 1 7 号
平成 3 1 年 3 月 2 7 日

流山市監査委員 様

流山市教育委員会
教育長 後田 博美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 3 1 年 2 月 1 4 日付け、流監第 9 4 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成31年2月14日・流監第94号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部 生涯学習課	指摘 (1)	補助対象外経費を補助対象経費に含めて計算し、補助金を支給していた。 流山市補助金等交付規則等に基づく適正な事務の執行をされたい。	平成29年度は補助対象経費が「協会や委員会の運営に要する経費と事業の実施に要する経費の合計額から協会や委員会の会費及び賛助金等の収入額を控除した後の額」となっていたにもかかわらず、補助対象外経費を収入及び支出に含めて計算していたため、団体の予算書及び決算書から補助対象外経費を除いて計算した。平成31年度からは要綱を変更し、「補助対象経費は活動事業に要する経費」とするため、従来通りの補助対象外経費を含めた団体の予算書や決算書で対応する。 なお、30年度についても指摘の通り措置済みである。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。